

壱岐市立芦辺中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 いじめの定義といじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校等に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～「いじめ防止対策推進法 第2条」より

※1 学校の内外を問わず、塾や社会体育等での人間関係を含む。

※2 身体的影響の他、所有物等への影響も含む。喧嘩は除くが、被害生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

《具体的な態様例》

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団で無視される。
- ぶつかられる、たたかれる、蹴られる。
- 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- 情報機器を介して、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」問題であるという基本認識の下、「いじめは、人間にとって絶対に許されない」卑怯な行為であり、いかなる場合も「いじめは、いじめる側が悪い」ということを、毅然とした態度でその取組に当たるという認識を全教職員・保護者・地域住民で共有する。

「いじめは、ひとりで解決できる問題ではない（ひとりで抱え込まない）」との共通理解を徹底し、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して組織的に取り組む。

いじめ根絶のためには、これを予防するための取組、早期発見ための取組、いじめ発生時の措置を、組織的に定期的あるいは随時に行う体制を整備し実践する。

4層構造を呈するいじめ問題は、生徒を取り巻く集団全体の問題との認識の下、本校の校訓「自律」「友愛」「忍耐」を踏まえた教育活動全般を通してこれに当たる。

《いじめの基本認識》

- ア いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る。
- イ いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは、大人の気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- エ いじめは、いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝等の刑事法規に抵触する。
- カ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ク いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの未然防止

いじめを防止するための手だてを学校教育活動全般を通して実践する。全ての生徒をいじ

めに向かわせないために、また、いじめに立ち向かわせるために、人権感覚の発達や自尊感情を高めることを踏まえた教育活動を行う。そのために自己有用感を高めたり規範意識を高めたりする体験的活動や自己を見つめる活動場면을積極的に計画し、豊かな人間性や社会性を育てる。

(4) いじめの早期発見

いじめは重大な人権侵害であり、一刻も早く発見し生徒を苦しみから解放すべく対処をしなければならない。しかし、いじめは大人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあい装っておこなわれたり、被害者も含めていじめを認めたくない感情から合理化されてしまう側面もある。「いじめは発見されにくいもの」という認識の下、日々その発生には危機意識をもっておかなければならない。そのために、定期的に又は随時に、学校・保護者・地域が複数の目で確認する体制を整える。また、いじめの事例等を使った研修により、いじめに気付く力を高める。

(5) いじめに対する措置

正確な事実確認の把握に努め、学校・保護者等で情報を共有するとともに、「子どもを守り通す」という強い認識を共有し、組織の総力を挙げて毅然として解決にあたる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。

(6) いじめ解消の判断

いじめが解消している状態として、少なくとも次の二つの要件を満たしている必要がある。

要件1 いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3カ月）止んでいること。

要件2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（被害生徒本人及び保護者に対し、面接により直接確認する）

なお、解消していると判断できる場合でも、再発の可能性も踏まえ、日常的に注意深く観察を継続する必要がある。

2 いじめ防止等の対策組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員等からなるいじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」を設置し、毎学期及び随時委員会を開催する。また、必要に応じて担任、部活動顧問や関係機関（子ども家庭課、スクールサポーター、警察等）の参加を要請する。

いじめ対策委員会では、いじめ対策に係る計画、実践、評価、対策について協議を行う。

(2) 生徒指導部会

定期の生徒指導部会において、いじめの早期発見の見地から生徒の状況について確認し、情報交換を行う。

(3) 学年部会、職員会での情報交換及び共通理解

毎週二回の学年部会において、配慮を要する担当学年の生徒についての現状や指導に関する情報共有及び共通理解を図る。また、月に一度、職員会議において学年を超えて配慮を要する生徒の現状や指導について、全職員で現状や指導に関する情報共有及び共通理解を図る。

3 いじめ防止のための取組

(1) 校内研修

いじめを起こさせない道德教育、学級・学年経営の指導力と、いじめを見抜く教師の観察力を高めるための職員研修を推進する。

(2) 学級経営の充実

- 日常の生徒の観察や「子ども理解支援シート」「生活アンケート」等の結果を生かし、生徒の実態を十分に把握し、支持的風土の学級経営に努める。
- 「分かる授業」の実践に努め、個に応じた指導・共感的支援のもと、生徒一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

(3) 道德教育の充実

- 道德の時間において、子ども一人一人の心に響くよう体験活動を取り入れた指導法を工夫し、学校・家庭・地域が連携した道德教育を実践する。
- あらゆる教育活動において、自らを見つめさせたり、「命の尊さ」や「生死の意味」について考えさせたりする活動場面を取り入れ、「人権尊重の精神」や「思いやりの心」「自己肯定感」などを育てる。

(4) 特別活動等における取組

- 「平和集会」「人研修会」等において、実行委員会による生徒の主体的な活動の中で、生命尊重、自他の人権擁護についての態度を高める。
- 生徒会活動を通して、課題を改善し、よりよく生きようとする願いを引き出し、生徒の自主性・自治性を高める。
- 総合的な学習の時間等の中で、協力したり強調したりすることを学ばせ、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

(5) 保護者や地域住民、学校相互の連携・協力体制の整備

- 各種通信・広報紙等を活用し、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解を啓発し、連携していく。
- 各種PTA会合や学校支援会議等でも話題に取り上げ、相互理解と連携・協力体制の信頼を築く。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) いじめに気付く力を高めるために

- いじめのサインと教師のチェックポイントを定め、職員研修で共通理解を図るとともに、カウンセリング能力の向上を図る。
- 「いじめ対策ハンドブック」を活用し、家庭でのいじめのサインとチェックポイントについて、学級PTAで共通理解を図るとともに、家庭の教育力の向上を図る。

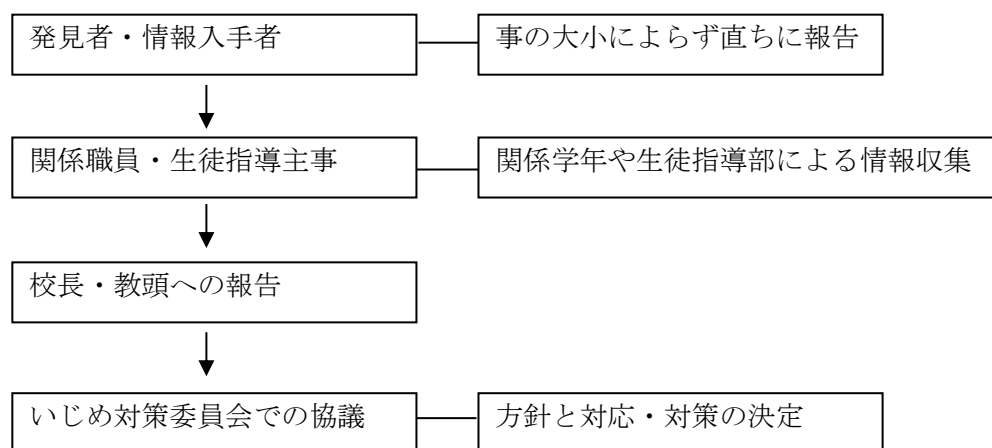
(2) 早期発見の手だて

- 毎学期、「生活アンケート」、「いじめアンケート（無記名）」を実施し、その後に学級担任による教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- 毎学期末に「子ども理解支援シート」を活用し、サインを出さない感情表出の乏しい子どもを把握・理解する。

- 休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、生活ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。
 - 生徒が相談しやすい環境をつくるため、教師、心の教室相談員及びスクールカウンセラーによる日常的な声かけを行い、信頼関係の構築に努める。また、心の教室相談員、スクールカウンセラーの来校スケジュールを生徒に周知するとともに、気軽に入室できるような相談室の環境整備に努める。
- (3) 保護者や地域、関係機関との連携
- 生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。生徒や保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、児童相談所、子ども家庭課、教育委員会、警察等の関係機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きたときの教職員の対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に連絡し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(3) 犯罪行為

- 犯罪行為として取り扱われるべきであると認められ、「学校警察連絡制度」に基づき早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

- いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合 ※「いじめ防止対策推進法」より

② 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、名古屋市教育委員会に速やかに報告する。
- 名古屋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

6 ネットいじめへの対応

（１）「ネットいじめ」とは

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコン等の情報端末を通じて、特定の生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりすることにより、いじめを行うものである。

（２）未然防止のために

- 情報モラル教育を教育課程に位置づけ、発達段階に応じた健全かつ有効な活用の仕方の指導を行う。
- 保護者に対して、PTA研修部等の活動の一環として「情報端末の危険性」「情報モラル」についての研修会を行い、いじめ防止に努める家庭教育への対応を呼びかける。また、名古屋市PTA連合が提示している「いきいき家庭のルール」の実践に向け啓発する。

（３）早期発見・早期対応

- 全校生徒の携帯電話の所有率、インターネット等の使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、いじめ発見後は、生徒・保護者への対応とともに、ネット上の書き込み削除に迅速に対応する。

7 職員研修

- （１）校内研修の一環として「いじめ対策ハンドブック」を活用した研修や事例研修を計画的に行い、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。
- （２）いじめ発生時の組織的な対応について、危機管理マニュアルに沿った実践研修を行い、職員の組織的対応力の高揚を図る。

8 公表・点検

- （１）本方針は、PTA及び学校支援会議において保護者及び地域に公表する。
- （２）本方針の点検を定期的に行い、必要に応じて見直しを行う。